

# 「会社法人等番号」の確認方法について(ご案内)

新潟地方法務局

◎ 日本年金機構等から、事業主の皆様に対して、会社法人等番号確認が依頼される場合があります。会社法人等番号は、以下の方法により確認することができます。

なお、**電話での照会はできません**ので、ご注意ください。

## 【1】 オンラインによる確認

法務省ホームページの「オンライン登記情報検索サービスを利用した商号調査」を利用して確認することができます。

([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00076.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00076.html))

なお、当該結果画面の印刷物の提出で足りるか否かについては、提出先にご確認ください。

## 【2】 登記事項証明書の取得

窓口来庁、郵送・オンライン申請のいずれかの方法で、登記事項証明書を取得することにより、確認することができます。

### ① 窓口来庁、郵送申請

本店・主たる事務所の所在地にかかわらず、全国のいずれの法務局でも申請し、取得することが可能です。

### ② オンライン申請

法務省ホームページの「登記・供託オンラインシステム」へアクセスすることでどなたでも取得することが可能です。

(<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>)

\* オンライン請求の場合、600円の手数料が500円とお得です。  
この機会に是非ご利用ください。

## 【3】 商号調査端末による調査

新潟地方法務局の本局に設置されている商号調査端末により、確認することができます。

① 商号調査端末は、来庁の上で、ご自身で操作願います。ご不明な点は、窓口の職員にお尋ねください。

② 商号調査端末は、法人登記部門受付窓口付近と証明書等交付待合スペースに各1台設置されています。

③ 支局には設置されていないので、ご注意願います。

なお、当該結果画面の印刷物の提出で足りるか否かについては、提出先にご確認ください。